平成３０年度採用
松川村職員（準職員１種）採用資格試験受験案内

松川村職員（準職員１種）採用候補者を下記の要領で募集します。

１　試験の名称、試験区分、採用予定人員、受験資格

試験名称	試験区分	採用予定区分	受験資格
初級	一般行政職	準職員（１種）若干名	昭和５７年４月２日から平成１２年４月１日までに生まれた人で、高校卒業の学力を有する人
中級	保育士	準職員（１種）若干名	昭和５７年４月２日から平成１２年４月１日までに生まれた人で、保育士の資格及び幼稚園教諭免許を有する人

（１）　準職員（１種）とは、採用から１年の間に勤務成績等が優秀な場合に正規職員へ採用する職員です。
（２）　一般行政職においては、松川村に住所を有する人又は平成３０年７月３１日までに転入予定の人で、引き続き松川村に居住できる人。
（３）　次のいずれかに該当する人は、受験できません。（地方公務員法第１６条　欠格条項）
　（ア）　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
　（イ）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
　（ウ）　松川村等の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
　（エ）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

２　申込方法

・役場総務課に備えてある『松川村職員採用資格試験受験申込書』に必要事項を記入の上、下記の期間内に総務課へ提出してください。
・郵送により提出する場合は、封筒の表に「職員採用資格試験」と朱書きし、簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください。その際、返送先の宛名を明記し８２円切手を貼った返信用封筒を同封してください。（受験票返送用）
　（村公式ホームページよりダウンロードし、提出することもできます。）
　（申込書は必ずＡ３規格の用紙で提出してください。）
　（提出書類に不備がないようご注意ください。）

３　受付日時

・受付期間　　５月１１日（金）まで（但し土･日・祝日を除く）
・受付時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで
・郵送提出　　５月１１日（金）必着

４　試験日、試験会場、受付時間、携行品、試験内容

（第一次試験）
試験日　　平成３０年５月２７日（日）
試験会場　松川村役場
受付時間　８時１５分から８時３０分まで
携行品　　松川村職員採用資格試験受験票･鉛筆（ＨＢ３本以上）･消しゴム･鉛筆削り･昼食

試験内容等

試験方法 / 試験区分等	教養試験	専門試験	事務適性検査	一般性格診断検査	職場適応性検査
初級　一般行政職	２時間	—	１０分	２０分	２０分
中級　　保育士	２時間	１時間３０分	—	２０分	２０分
試験内容	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む）	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの	公務員としての社会生活を送るのに必要な資質を備えているかを性格の面からみるもの	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの

（第二次試験）
試験日　　平成３０年６月中
試験会場　松川村役場
試験内容　作文試験（特定のテーマによる）
　　面接試験
　　身体検査（職務遂行上、必要な健康度について判定）
　　資格調査（受験資格の有無、申込書記載事項の真否についての調査）
※試験日時等の詳細は、第1次試験合格者に通知

５　合格発表

・第１次、第２次試験とも、合否にかかわらず受験者に通知します。

６　採用予定期日等

・最終試験合格者は、平成３０年８月１日より準職員（１種）として採用予定になります。
・給与、勤務時間及び福利厚生等は、村条例等の規定によります。

〈問い合わせ先〉
松川村役場総務課総務係
住所　　〒399－8501　長野県北安曇郡松川村76番地5
電話　　0261－62－3111
E-mail　soumu@vill.matsukawa.nagano.jp（職員担当　中村・平林）
ホームページ　http://www.vill.matsukawa.nagano.jp